

障害者スポーツ競技団体活動支援助成金交付要綱

公益社団法人山口県障害者スポーツ協会

(趣旨)

第1条 この要綱は、おいでませ！山口大会を通じて高まった障害者スポーツの競技力を維持し、各競技の更なる定着と一層の活性化を図るため、別表1に掲げる障害者スポーツ競技団体（以下「競技団体」という。）が行う発掘から強化まで一貫した選手の育成活動に対する助成金の交付について、必要な事項を定める。

(活動プランの策定)

第2条 前条の規程による助成を受けようとする競技団体は、選手の発掘、育成、強化の仕組みづくりに向けた活動プラン（別記第1号様式）を策定し、次に掲げる書類を添えて公益社団法人山口県障害者スポーツ協会（以下「協会」という。）に提出しなければならない。

- (1) 団体規約
- (2) 役員名簿・選手名簿（氏名、住所、所属等）
- (3) 団体年間事業計画書及び予算書
- (4) その他協会会長が必要と認める書類

(助成対象経費及び助成基準額等)

第3条 協会は、競技団体が実施する選手育成強化に係る強化練習等に要した経費につき、当該競技団体に対し、助成金を交付するものとする。

2 前項の規定による助成金（以下「助成金」という。）の対象となる事業の種類、実施主体、対象事業、対象経費及び助成率は、別表2に定めるとおりとする。

(助成金の額)

第4条 前条第1項の規定による助成金の額は、前条第2項に規定する事業において算出した助成対象経費に補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第5条 第3条の規定による助成金の交付の申請をしようとする競技団体は、助成金交付申請書（別記第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、協会に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他協会会長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第6条 前条の申請があった場合において、その内容を審査会で審査の上、助成金を交付することが適当であると認めるときは、助成金の交付の決定をし、その旨を当該競技団

体に通知するものとする。

- 2 審査会は、前項の規定により助成金の交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは条件を付することができる。

（交付申請の内容の変更等）

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた競技団体（以下「助成団体」という。）は、第5条の規定による交付申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、変更承認申請書（別記第3号様式）に第5条各号に掲げる書類（変更に係るものに限る。）を添えて協会会長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 審査会は、前項の変更を承認したときは、既に交付決定した助成金の額を変更することがある。
- 3 前項の規定により助成金の額を変更するときは、前条の規定を準用する。

（事業の中止又は廃止）

第8条 助成団体は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ協会会長の承認を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 助成団体は、事業終了後速やかに実績報告書（別記第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、協会に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書
- (2) 実績内訳書
- (3) 収支決算書
- (4) その他審査会が必要と認める書類

（助成金の額の確定）

第10条 協会は、前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、協会会長はその旨を助成団体に通知するものとする。

（助成金の交付）

第11条 助成団体は、前条の規定による助成金の額の確定通知を受けた後、その助成金の交付を受けようとするときは、請求書（別記第5号様式）を協会会長に提出しなければならない。

- 2 協会会長は、前項の規定による請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金を交付する。

（助成金の概算払い）

第12条 協会会長は、必要があると認めるときは、前条第2項の規定にかかわらず、交付決定に係る助成金の全部又は一部を助成団体に概算払いすることができるものとする。

- 2 助成団体は、前項の規定による助成金の交付を受けようとするときは、請求書を協会

会長に提出しなければならない。

- 3 協会会長は、助成団体に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が概算払いにより交付されているときは、当該助成団体に対し、期限を定めて、その超える額に相当する金額の返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備・保管)

第 13 条 助成団体は、事業の執行状況及び当該事業に係る収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

(助成金の交付の取消し等)

第 14 条 協会会長は、助成団体が次の各号の一に該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 助成金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- (3) 事業の施行方法その他事業が不相当であると認められるとき。

- 2 協会会長は、前項の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、当該取消しに係る部分について既に助成金が交付されているときは、助成団体に対し、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(報告及び調査等)

第 15 条 協会会長は、必要があると認めるときは、助成団体に対して報告を求め、若しくは事業の遂行について必要な指示をし、又は関係職員をして実地に調査させることができる。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年12月1日から施行する。
- 3 第6条に係わる審査会のメンバーは、会長、常務理事、理事2名、事務局長とする。ただし、理事2名は、障害者競技団体出身理事は除く。

別表 1

競 技 名	団 体 名
陸上競技	山口県障害者陸上競技連絡協議会
水泳競技	山口県障害者水泳競技連絡協議会
アーチェリー	山口県身体障害者アーチェリー協会
卓球	山口県障害者卓球協会
ボウリング	山口県障害者ボウリング協会
フライングディスク	山口県障害者フライングディスク協会
バスケットボール	山口県 F I D バスケットボール連盟
車椅子バスケットボール	山口県車椅子バスケットボール連盟
ソフトボール	山口県障害者ソフトボール協会
グランドソフトボール	山口県グランドソフトボール連合会
バレーボール聴覚男子	デフ・きらら
バレーボール知的	山口県知的障害者バレーボール連盟
バレーボール精神	山口県精神障害者バレーボール連盟
サッカー	山口県知的障害者サッカー連盟
フットベースボール	山口県知的障害者フットベースボールクラブ
ボッチャ	山口県ボッチャ協会
卓球バレー	山口県卓球バレー協会
風船バレー	山口県ふうせんバレーボール連盟
ウィルチェアラグビー	山口ウィルチェアラグビークラブ

別表 2

種 類	実施主体	助成対象事業	助成対象経費	助成率
障害者スポーツ競技団体活動支援事業	別表 1 に掲げる競技団体	障害者スポーツの定着と一層の活性化を図るため選手・チームの育成活動に要する事業	別紙 1 のとおり	10/10

別紙 1

選手育成活動助成対象経費

支出科目	対象	助成対象経費	助成基準額
謝金	障害者スポーツ指導員 障害者スポーツ医 理学療法士 作業療法士 看護師 栄養士 専門コーチ 審判		一回につき スポーツ指導員 1,500円 スポーツ医 5,000円 理学療法士 3,000円 作業療法士 3,000円 看護師 3,000円 栄養士 3,000円 専門コーチ 3,000円 審判 3,000円
旅費交通費	障害者スポーツ指導員 障害者スポーツ医 理学療法士 作業療法士 看護師 栄養士 専門コーチ 審判 スタッフ 選手	1 公共交通機関の場合 2 車両（個人、施設）使用の場合 3 宿泊（強化合宿、県外遠征等）	鉄道、バス等：実費 自家用車等：30円/km 有料道路使用料：実費 1泊9,800円/人を限度とする 実費
消耗品費		資料作成用紙、事務用品、練習用具等	実費
会議費	障害者スポーツ指導員 障害者スポーツ医 理学療法士 作業療法士 看護師 栄養士 専門コーチ 審判 スタッフ 選手	関係会議・大会等の弁当代及び熱中症予防飲料水	お弁当代は、1日を通してかつ昼食の時間帯も実施し、日当の支給がない場合のみ対象
会場 使用料等		会場使用料	実費
印刷製本費		プログラム作成等、コピー代 コピー用紙等は消耗品として計上	
通信費		電話料金、切手代	実費
保険掛金		監督、コーチ、選手等の傷害保険金	
雑役務費		振込手数料等	